

# ～市民協働の力で～ 消費生活センターができました

1997年に、元町1丁目に開設した清瀬市消費生活センターが、2024年4月にアミュビルに移転します。

そこで今回、消費生活センター開設の経緯を改めて思い起こし、記録にとどめます。清瀬市の消費者行政と消費者運動の一層の発展のために。

## ●清瀬市消費者団体連絡会ができるまで●

★1974年に清瀬市消費者モニターが設置され、市報で東京都の物価調査員の募集が開始されました。応募者4～5名が市役所に集まり、担当地域を決めて1年間の物価動向や風袋等を調査し、毎月1回情報交換し、調査結果を東京都に提出する活動を行いました。

★1980年からは、中央公園で開催されていた市民まつりの会場内で、実行委員会形式で消費生活展が開催され、市内の消費者グループや生協が参加しました。高度経済成長が終焉して、公害や合成洗剤による川の汚染などの環境問題が消費者には切実になっており、市民まつりで市民に訴える消費者のエネルギーが旺盛でした。

★こうした流れの中で、市の担当者から消費者団体連絡会を作ろうとの提案がされ、東久留米市や羽村市の消費者団体の活動を見学するなどし、1985年に清瀬市消費者団体連絡会が結成されました。



東久留米市消費者団体の見学で廃油石けん作りが、また羽村市の見学では男性の料理教室が印象に残りました。

## ●消費者の請願から始まった！●

★1994年3月、消費者のエネルギーと問題意識が高まる中、消費者団体連絡会が市議会に「消費者ルーム設置に関する請願」を提出し、全会一致で採択されました。

★1996年、清瀬市消費生活センター開設準備委員会が設置され、市長の諮問を受けて「(仮)清瀬市消費生活センターの開設準備について」の答申が出されました。

開設準備委員会は、3回の会議でセンターの運営・管理に関わることなど、開設に必要な事項を検討し、市の施設は月曜日休館が多いため、月曜日以外の日を休館日とする、階段をゆるやかにして手すりを二重にする、車イスの入れるエレベーターを設置する、調理室・保育室を設置するなどを提案しました。

## ●消費者の意見を組み入れてつくられた消費生活センターです●

★1997年4月、清瀬市消費生活センターがオープン。市民センターで開催したオープニング記念講演会（「マー兄ちゃんの世界講座 キーワードは～もったいない～」 200名以上の参加）を始めとした一ヶ月間の連続講座の企画・運営を開設準備委員会のメンバーが行いました。

★1998年2月、消費生活センターだより「ちえのわ」発行。

運営委員から「ちえのわ」編集委員を出して、年4回発行。

マスコットキャラクターを作って、愛称を公募し、市内の中学生が考えた「ハブちゃん」に決まりました。

ヘルプの二文字からつけてくれたもので、今も消費生活センターのマスコットキャラクターとして愛されています。



## ●活発な消費者運動がくりひろげられました●

★多い時には21団体、現在14団体がセンターに登録して活動しています。センター運営委員会には登録団体から4名（現在は3名）の委員が参加し、一般公募の市民委員、職員、消費生活相談員とともに、消費生活相談の現況を共有し、センター事業の計画を練っています。

★センターは、けやき通り沿いで駅近という好立地にもかかわらず、外見から気付かれにくいのはもったいないと利用者は考えました。そこで、市民に消費生活センターに足を運んでもらい、中の様子も知ってもらう、併せて消費者問題に興味を持ってもらうことを目的として、年2回ミニ消費生活展（エコまつり）を開催することになりました。1992年2月に第1回を開催し、今も続いています。

★また、センターが駅前の好立地にあることで、清瀬市における消費生活相談件数は人口比で他市と比べて多く、市民の消費者被害の解決に役立っています。

=====

以上が、清瀬市消費生活センター開設の流れとその後のあゆみです。

全国的に消費者運動の勢いが小さくなり、各地の消費者団体連絡会がなくなりつつある中、清瀬市の消費者団体連絡会は消費生活センターを活動の拠点として、息の長い活動を続けています。

このたび、消費生活センターのアミューへの移転に伴い、27年の貴重な歴史を刻む建物がなくなってしまうことは、大変残念です。改めて開設の理念を確認すべく「(仮称)清瀬市消費生活センター開設準備について」の答申を資料として添付しましたので、ぜひお読み下さい。

(仮称) 清瀬市消費生活センターの開設準備について

平成8年12月24日

清瀬市消費生活センター開設準備委員会

1 はじめに (省略)

2 センターの事業について

(仮称) 清瀬市消費生活センターは、清瀬市における消費者行政および消費者活動の拠点として「(仮称) 清瀬市消費生活センターのあり方について」において次の事業を実施していくよう提言された。

- ① 消費生活に関する相談・苦情の解決
  - ② 消費生活に関する講座・講習会などの実施
  - ③ 消費生活に関する情報提供などを通じた啓発活動
  - ④ 消費者団体など消費者の自主的活動への援助、活動の場の提供
- これらの事業について、具体的に次のような展開が望まれる。

(1) 消費者相談・苦情の解決

清瀬市における消費者相談は現在、週3回(月・水・金曜日)の午前10時から午後4時まで実施されているが、今後は、平日毎日(週5回)実施することが望ましい。

さらに、相談者に対し的確で迅速なアドバイスと相談処理を行うため「東京都消費者情報オンラインシステム」(メコニス)の導入が望まれる、(中略)

(2) 消費者教育・講習会などの実施

清瀬市ではこれまで、消費者講座、子供リサイクル講座、見学会等を実施してきた。

今後も、自ら主体的に判断し、行動することのできる消費者の育成を目標として、これらの事業を充実、発展させていくとともに、さらに、①小中学校等の教育機関と連携し、児童・生徒が参加できる講座や、②テスト室兼調理室を利用し、実験を伴う講座の開催等を検討することが望まれる。

また、石鹼プラントを利用し、定期的に廃油回収日を決め、廃油と石鹼を交換するシステム等も検討する必要がある。※

※センターに保育園を併設することとなり、石鹼プラント使用不可となったため、やむなくプラントを下宿に異動して廃油石けんを作製。

(3) 情報提供などを通じた啓発活動

相談に関する情報を市民に提供し、悪質商法への注意を促す啓発活動の他、定期的に「(仮称) センターだより」等を編集、発行し、消費者問題に関する知識・情報を提供することも必要である。  
(中略)

(4) 消費者団体等の自主的活動への援助・活動の場の提供

市は、消費生活向上に役立つ消費者及び消費者団体の自主的活動を支援するための施策を積極的に行うことが求められる。  
具体的には、センターのグループ活動室の利用、会議室・集会室等の優先的利用、フリーコーナー等により、自主的活動の成果を発表する場の提供、自主的学習会等への講師の紹介などが考えられる。

3 運営・管理について

(1) 職員の配置 (略)

(2) 運営委員会

センターの管理・事業運営に消費者団体、消費者、市民の意見を反映させ円滑に事業運営を行うため、消費生活センター運営委員会を設置することが必要である。(中略)

会議は、適宜開催し、会議の内容に応じて市関係部局の職員、その他の関係者の出席を求めることができるものとする。

委員会の協議事項は、次のとおりとする。

- ① センターの事業の企画、実施に関すること。
- ② 施設の利用に関すること。
- ③ センターの管理・運営に関すること。
- ④ 団体の登録に関すること。
- ⑤ その他、市および委員が必要と認める事項。

(3) 登録団体

センターの設置目的の実現をはかるため、グループ活動室の利用及び会議室等の優先的申込みは、あらかじめ登録された消費者団体のみに許可することが必要である。(以下略)

4 施設の利用について (略)      5 その他 (略)